

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笛吹市長 山下 政樹

市町村名 (市町村コード)	笛吹市 (19211)
地域名 (地域内農業集落名)	一宮町(一宮南・北) (新巻、神沢、東新居、狐新居、金沢、土塚、鈴郷、石、地藏堂、千米寺、市之蔵、塩田、南野呂、北野呂、上矢作、中尾)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月28日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・住宅が多くなるにつれ、住宅周辺で耕作しづらい農地が増えている。
- ・農業従事者の高齢化が進んでおり、今後さらに担い手不足、農地の荒廃化が予測される。
- ・農地の貸出希望者と借受希望者のアンマッチが発生している。
- ・不整形、狭小、急傾斜地など耕作しづらい農地がある。
- ・南地区の中山間地を中心に荒廃した農地がある。
- ・異常気象等の影響により農作物へ生理障害や着色不良の発生が起きている。
- ・野生鳥獣による農作物被害があり、営農意欲の減退や離農などにも影響を及ぼしている。

【地域の基礎的データ】

主な作物: 桃、ぶどう、すもも、キウイ

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・地域の担い手となる新規就農者には積極的に農地を貸し出していく。
- ・基盤整備により生産効率の向上、担い手への農地集積を図り、地域全体の所得増加を目指していく。
- ・病害虫が蔓延しないよう地域で情報共有を行い、防除を徹底していく。
- ・農地賃貸案内人の設置・育成を検討する
- ・隣接農地が住宅分譲された際には、開発業者に消毒飛散防止設備の設置を義務付けるようルール化を検討する。
- ・「4パーミル・イニシアチブ」などの環境に配慮した取り組みにより、温暖化の抑制等に寄与していく。
- ・世界農業遺産に認定されたこの地域の果樹農業を守り、次世代に継承していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	540 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	490 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農業振興地域内の農用地区域を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、現に農業以外の目的で利用されることが計画されている農地は区域に含めないことができる。
また、保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、新規就農者や認定農業者、法人など効率的かつ安定的な農業経営を営む者をはじめ、多様な担い手へ農用地の集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借については、原則として農地中間管理機構を通じて行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、県営土地改良事業及び農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農地集積の推進、樹園地の再編整備、農道や用排水路を整備し、農業生産の基盤整備を図る。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、新規就農者、家族経営や法人などの区別なく多様な経営体の確保に向けて、笛吹市農業塾を中心に就農相談、営農相談、栽培講習会開催など、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に支援するとともに、農業委員会を中心に農地等に関する相談、紹介・あっせん等の情報提供を行う。また、地域では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業機械の貸し出しとオペレーターによる作業受託など農業の分省化を行う

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ① 市で行っている「有害鳥獣被害防止電気柵等設置費補助金」を利用し、電気柵や防護ネット等の設置を促進する。また、猟友会等の関係機関と連携し捕獲を推進する。
- ⑦ 多面的機能支払交付金事業を活用し、農道、水路等の保全管理を行っていく。